

介護保険法等の一部を改正する法律（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二條、第二十三條第二項、第三十二條、第三十九條及び第五十六條の規定 公布の日

二 第二条、第六条及び第九条並びに附則第十条第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第十三條ただし書の規定 平成十七年十月一日

三 第四条並びに附則第十四條、第四十二條、第四十四條及び第五十三條の規定 平成十八年十月一日

（構造改革特別区域法の一部改正）

第五十二條 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十條第五項中「前條第六項」を「第十五條第六項」に改める。